

令和7年3月28日付け新潟県人事委員会規則第6-1937号（市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則）

43ページから44ページまでの

「 2 前項に規定する職員に支給するへき地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、 <u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u>	2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、 <u>当該職員の指定日に勤務する学校が、同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</u>
---	---

は

「 2 <u>前項に規定する職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u>	2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、 <u>当該職員の指定日に勤務する学校が、同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</u>
--	---

の誤り。